



平成 23 年 12 月 16 日

## 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」 に対する署名について

筑波銀行（頭取：木村 興三、本店：茨城県土浦市）は「持続可能な社会形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」について、その趣旨に賛同し、署名しましたのでお知らせします。

21 世紀金融行動原則は、環境省の中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」の提言を受け、幅広い金融機関が自主的に参加した起草委員会において検討が行われ、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として策定されたものであります。

当行はこれまでも①エコ定期預金、エコ関連の融資商品の提供 ②茨城エコ事業所として環境負荷の少ない低公害車の導入および新築店舗への太陽光発電システム導入 ③ISO 認証継続によるオフィス環境負荷の軽減 ④全従業員が環境保全に配慮した行動の実践など、持続可能な社会の形成に向けた様々な取組みを行ってまいりました。

本原則に対する署名を踏まえ、今後も地域金融機関として持続可能な社会の形成に向け取組んでまいります。

<参考> 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品、サービスの開発、提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源、省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部調査広報室	田村	内線 3730
TEL 029-859-8111			